

奥越地区魅力ある県立高校づくり検討会議設置要綱

(設 置)

第1条 奥越地区における県立高校全体の振興方策等について具体的検討を行い、より充実した高校教育の実現を図るため、奥越地区魅力ある県立高校づくり検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事項について検討し、福井県教育委員会に対し助言する。

- (1) 奥越地区の高校教育の振興方策に関する事項
- (2) 学習活動や学校行事、部活動等の各学校共通の課題に関する事項
- (3) 「県立高等学校再編整備計画 第1次実施計画」により新たに設置される県立高校（以下、「新高校」という。）の教育内容の充実策に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、奥越地区の高校教育充実に関して必要と認める事項

(組 織)

第3条 検討会議は、16人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、教育関係者、保護者、産業界関係者、福井県教育委員会事務局職員等のうちから福井県教育委員会が委嘱する。

(座長および副座長)

第4条 検討会議に座長および副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によってこれを定め、副座長は、座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、検討会議の議事を整理する。
- 3 座長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 検討会議に、各県立高校の個別事項について検討するため、次の専門部会を置く。

- (1) 大野高校検討部会
 - (2) 勝山高校検討部会
 - (3) 新高校検討部会
- 2 専門部会は、福井県教育委員会事務局職員、県立学校関係者等のうちから座長が指名する者をもって構成する。
 - 3 専門部会に部会長を置き、部会の構成員のうちから座長の指名する者をもってこれに充てる。

(庶 務)

第7条 検討会議の庶務は、福井県教育庁高校教育課において処理する。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月31日から施行する。